# 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会虐待防止のための指針

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく虐待防止のための指針を次の通り定める。

（基本的方針）

第１条　社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「当会」という）が実施する事業の利用者（以下「利用者」という）に対する虐待は、その尊厳を奪い、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現を妨げる重大な問題である。そこで、本指針を定めて虐待を防止するための体制を整備し、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止策の策定に努め、もって当会の理念の実現を図るものとする。

（定義）

第２条　この指針において「養護者」とは、利用者を現に養護する者であって当会の職員以外のものをいう。

２　この指針において虐待とは、養護者または当会の職員によってなされる次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

（１）身体的虐待　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２）ネグレクト　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による（１）、（３）又は（４）に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

（３）心理的虐待　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）性的虐待　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待　養護者又は利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（委員会）

第３条　当会は、介護事業課が所管する事業における虐待の発生の防止、早期発見及び再発防止のための対策を検討するため、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

２　委員会は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会苦情解決に関する規則（以下「苦情解決に関する規則」という）第8条に定める苦情防止委員会をもってこれにあてる。

３　委員会の委員長は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（令和3年3月15日厚生労働省告示第71号第9条第4号）を兼ね、苦情解決に関する規則第8条第2項の苦情防止委員長が務めるものする。

４　委員会は、委員長の招集により定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

５　委員会は次の事項を検討し、決定する。

（１）委員会の体制その他本指針の修正案

（２）虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営

（３）虐待について、職員が相談・報告できる体制整備

（４）職員が利用者虐待を把握した場合に、安曇野市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法

（５）虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策

（６）前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価

（７）その他虐待の防止のために必要な事項

６　委員長が指定した職員は次の職務を行う。

（１）前項で決定した事項を各事業所の職員に周知徹底する。

（２）新規採用職員に対し、遅滞なく本指針及び次条に定める研修の概要を用いて教育する。

（研修の目的）

第４条　虐待の防止のため、委員長が指定した委員は事業所の職員を対象として、次の各号を目的とした職員研修を実施する。

（１）虐待の早期発見のために、虐待につながる行為や虐待のサイン等を理解すること

（２）虐待が疑われる事案（以下「虐待事案」という）を把握した場合の対応方法を理解すること

（３）職員による虐待を未然に防止する方法を理解すること

（４）虐待を行った養護者に対する支援策と具体的な支援方法を理解すること

（５）その他、虐待の防止、早期発見又は再発防止のため必要な知識を習得すること

２　前項の研修は、少なくとも年に2回実施するものとする。

（虐待発生時の対応）

第５条　虐待事案を把握した職員は速やかに委員長に報告し、委員長は次の各号のとおり対応する。

（１）利用者の心身状況の確認及び安全の確保

（２）事実確認及び関係職員へのヒアリング

（３）安曇野市地域包括支援センターへの通報の要否の確認及び必要な場合の通報

２　虐待事案が職員によるものである場合、前項各号のほか苦情解決に関する規則に基づき対応するものとする。この場合、虐待事案は苦情に相当するものとして扱い、利用者を申出者とみなす。

３　虐待事案が養護者によるものである場合、必要に応じて地域福祉課その他関係機関と連携して、日常生活自立支援事業、成年後見制度その他必要な制度が利用できるよう支援する。

（虐待発生後の対応）

第６条　前条第2項の場合、委員長は遅滞なく次の各号の対応を行うものとする。

（１）委員会による原因分析および再発防止策の決定または修正

（２）再発防止策の実行

（指針の閲覧等）

第７条　この指針は、当会のホームページにおいていつでも閲覧できる状態に置くものとし、利用者から求めがあれば書面にて交付するものとする。また、職員には制定時及び改定時に書面にて配布のうえ、必要な教育を行う。

附　則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。ただし訪問介護係においては、令和4年10月1日から施行する。

【虐待事案発生時の対応】

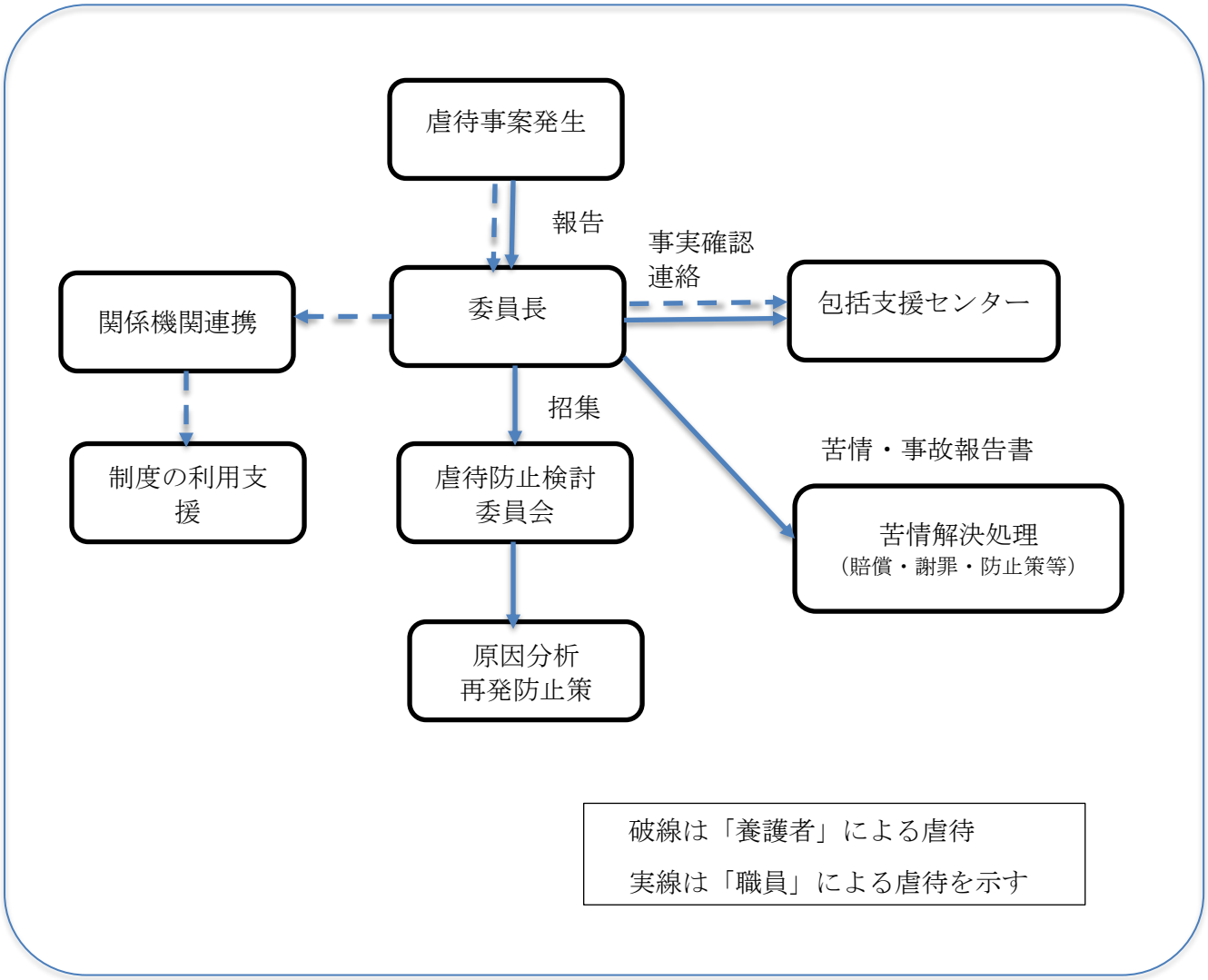
虐待事案発生
報告
事実確認
連絡
関係機関連携
委員長
包括支援センター
招集
苦情・事故報告書
制度の利用支援
虐待防止検討委員会
苦情解決処理
（賠償・謝罪・防止策等）
原因分析
再発防止策
破線は「養護者」による虐待
実線は「職員」による虐待を示す